

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
 (平成23年2月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成23年2月15日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社猿組 成城営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区保木間5-15-19 (営業所) 東京都世田谷区喜多見7-34-19
(4)行政処分等の内容	許可の取消し(平成23年2月22日取消し)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項他12件
(6)違反行為の概要	行政処分を課した際の違反事項が未改善であったことを端緒として、当該事業者(成城営業所)に対し、平成22年1月15日及び同年1月21日に実施した特別監査において判明した上記の違反行為に対する処分日車数に付された違反点数76点と、これまでの行政処分に付された違反点数の累計51点との合計が127点となり「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月30日付け関東運輸局長公示)6. 許可の取消処分(1)に定めるところによる違反点数の累積が81点以上となったことに該当したため、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を取消したもの。
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	(事業者) 127 点 (東京運輸支局内) 127 点 (関東運輸局内) 127 点 (当該営業所) 76 点